

## ○愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成規程

1988年4月1日

制定

最終改正 2026年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学の専任の教育職員（以下「専任教員」という。）が特定の研究課題について共同で行う研究（以下「共同研究」という。）を助成し、もって愛知大学の学術研究を奨励し、学術研究のいっそうの発展に寄与するとともに、科学研究費助成事業への申請・獲得を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において科学研究費助成事業促進共同研究助成（以下「研究助成」という。）とは、本学の専任教員が2名以上で行う共同研究について、第5条の手続によって決定された助成をいう。

2 共同研究は、研究代表者及び研究分担者により構成する。

3 研究助成は、科学研究費助成事業に申請した研究計画の一部を助成するものとし、助成期間は2年以内、助成費は1年目100万円以内、2年目50万円以内とする。

(専任教員の範囲)

**第3条** 前条にいう専任教員は、特別任用教員を含む。

(研究協力者)

**第4条** 本学の専任教員以外に、若干名の研究協力者を置くことができる。ただし、共同研究の構成員の半数を超えてはならない。

(研究助成の決定)

**第5条** 研究助成は、別に定める研究委員会の答申に基づき、大学協議会の議を経て学長が決定する。

**第6条** 削除

**第7条** 削除

**第8条** 削除

(研究助成の申請)

**第9条** 研究助成を受けようとする者は、別に定める科学研究費助成事業促進共同研究助成申請書によって申請しなければならない。

2 前項の申請は、2年継続の研究助成の場合であっても年度ごとに申請する。ただし、2年継続の研究助成のうち、1年目の助成後に科学研究費助成事業に採択された場合、

継続して申請することはできない。

(申請の要件)

**第10条** 次の各号の一に該当する者は、研究代表者として研究助成の申請をすることができない。

- (1) 当該年度の科学研究費助成事業に研究代表者として申請していない者
- (2) 当該年度に個人研究費規程第3条第2項第6号に定める加算の交付を受けた者
- (3) 当該年度を通じて休職中の者
- (4) 先に研究助成を受け、第16条に規定する研究成果を発表していない者

2 当該年度を通じて休職する者を研究分担者とすることはできない。

3 研究助成の申請は、研究代表者1名につき1件に限る。ただし、研究分担者に限り、2件の共同研究に申請できる。

(研究助成決定の通知)

**第11条** 委員会の答申に基づき研究助成を決定したときは、申請者に通知する。

(使用計画書の提出)

**第12条** 研究助成の決定を受けた研究代表者は、所定の期日までに研究助成使用計画書を提出しなければならない。

(研究助成の使途範囲)

**第13条** 研究助成は、使用計画書に基づき、研究の遂行に必要な次の費用にあてることができる。

- (1) 機器備品費(ただし、直接研究の用に供するものとし、複写機等事務機器を除く。)
- (2) 図書費
- (3) 用品費
- (4) 消耗品費
- (5) 通信運搬費
- (6) 旅費交通費
- (7) 人件費・謝金
- (8) その他、委員会が研究の遂行上必要と認めた費用

2 研究協力者には、前項第4号から第7号までの費用を支給することができる。

3 第1項の費用を支出する場合は、請求書その他必要とする書類等を添え、所管課に提出する。

(購入物件の帰属)

**第14条** 研究助成を受けて購入した第13条第1項第1号から第3号までの物件は、大学の所有とする。

(実績報告等)

**第15条** 研究助成を受けた者は、年度ごとに研究助成実績報告書を提出しなければならない。

(研究成果の公表義務)

**第16条** 研究助成を受けた者は、その研究成果を研究期間終了後2年以内に学術雑誌又は紀要等に公表しなければならない。ただし、第9条第2項に基づき研究助成を終了した場合は、この限りではない。

2 前項の研究成果を公表する場合には、この研究助成を受けた旨を明記しなければならない。

3 第1項に定める期間内に研究成果を公表しない場合には、正当な事由がない限り助成金の返還を求める。

(事情変更による決定の取消等)

**第17条** 研究助成を決定した場合において、研究者の退職、病気等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 研究助成費を目的外に使用した場合には、決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 第1項又は第2項に基づき、決定の全部又は一部を取り消す場合には、第5条の規定を準用する。

4 第1項又は第2項の場合で、既に研究助成の費用が交付されているときは、その返還を求めることがある。

(事務の所管)

**第18条** この規程による研究助成に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。

(補則)

**第19条** この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第20条** この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則 (制定)**

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則 (委員会組織の変更に伴う改正)**

この規程は、1989年4月1日から施行する。

**附 則 (申請の要件、研究助成の使途、研究成果の刊行義務及び所管課等の変更並びに字句の整理に伴う改正)**

この規程は、1992年10月1日から施行する。

**附 則**（教養部組織の廃止、専任教員の範囲、海外渡航費の明確化及び字句の整理に伴う改正）

この規程は、1998年4月1日から施行する。

**附 則**（研究助成の使途範囲、研究成果の刊行義務の変更及び字句の整理に伴う改正）

この規程は、2001年4月1日から施行する。

**附 則**（研究成果を公表しない場合の助成金の扱いについての規定の追加に伴う改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

**附 則**（法科大学院設置に伴う委員構成の変更、研究助成費の目的外使用による決定の取消等の追加に伴う改正）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**（管理運営組織の見直し及び事務組織の再編に伴う改正）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**（全学研究体制の見直し及び研究成果刊行費増額に伴う改正）

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2006年度以前から助成を受けているものについては適用しない。

**附 則**（研究助成費及び助成期間の見直しに伴う改正）

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年度以前に複数年にわたる研究助成の決定を受けた場合の助成費及び助成期間については、なお従前の例による。

**附 則**（研究助成の種類に科学研究費補助金採択奨励研究助成を追加すること、字句修正及び規程の改廃手続きの明確化に伴う改正）

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2009年度以前に個人研究費規程（2009年4月1日施行）により、競争的資金採択奨励加算を受けていた研究については、本規程の奨励研究として取り扱うものとし、その金額は、なお従前の例による。

**附 則**（研究助成の使途範囲の変更及び字句整理に伴う改正）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

**附 則**（事務組織の再編及び字句整理に伴う改正）

この規程は、2012年2月9日から施行する。

**附 則**（科学研究助成事業の制度変更による字句修正に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

**附 則**（申請要件の変更及び字句修正に伴う改正）

（施行期日）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

**附 則**（規程の改廃手続の変更に伴う改正）

この規程は、2014年5月22日から施行する。

**附 則**（個人研究助成及び奨励研究助成の廃止、共同研究助成の一元化並びに規程の改廃手続の明確化に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

**附 則**（規程名称の変更、目的の具体化、申請の要件の変更及び字句修正に伴う改正）

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

2 前項の施行日より、本規程の名称を愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成規程に改称する。

**附 則**（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

**附 則**（申請要件の変更に伴う改正）

この規程は、2026年4月1日から施行する。